**更新**

**看護小規模多機能型居宅介護**の指定更新申請を予定されている事業者の方へ

書類は期限までに以下の提出先へ郵送またはご持参ください（必着）。ご提出の際には、書類をフラットファイルやクリアファイル等に綴じないでください。

令和５年10月１日より電子申請届出システム（厚生労働省所管）で申請を行うことが可能です。詳細は案内ページ（以下URL）をご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.html

【書類提出先】

〒231-0005　横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所　健康福祉局　介護事業指導課　運営支援係　密着班

**添付書類の省略について**

更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、一部書類の添付を省略することが可能です。添付を省略する場合には、付表別添　添付書類・チェックリストの「添付省略」にチェックを付け備考欄にいつの申請時点から変更がないか記載してください。例：令和６年４月１日新規申請時から変更なし

届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

※勤務形態一覧表は、変更届等で更新月のものを提出済の場合は省略可能です。その他の場合は原則として更新申請に添付してください。

看護小規模多機能型居宅介護　指定更新に係る提出書類一覧

（本一覧は提出不要です）

|  |  |
| --- | --- |
| **事業所名** |  |
| **事業所番号** |  |
| 以下の書類のうち、番号に※印がついている書類は届出済みの内容から変更がない場合に省略可能です。添付書類を省略する場合は、付表の「指定に係る記載事項・チェックリスト」備考欄にいつ提出した書類から変更がないか、明記してください。 |
| **書類名** | チェック欄 |
| **１** | ・指定申請書（別紙様式第二号(一)）※電子申請システムから提出する場合は作成不要 |  |
| **２** | ・付表第二号(十)　 複合型サービス事業所の指定等に係る記載事項※電子申請システムから提出する場合は作成不要・付表第二号(十)別添　添付書類・チェックリスト |  |
| **３※** | ・登記事項証明書の原本（発行から３月以内のもの）※電子申請システムから提出する場合は「登記情報提供サービス」から出力される照会番号付きのPDFファイルを添付するか、別途原本を郵送してください。 |  |
| **４※** | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）＊更新月の予定のもの（指定更新日から4週間分） |  |
|  | ・資格証の写し（看護職員・介護支援専門員） |  |
| **5※** | ・管理者経歴書（標準様式２）・「認知症対応型サービス事業管理者研修修了証書」又は「看護師又は保健師の資格証」の写し　＊基本的には添付省略可能です。届出内容から変更が生じている場合は変更届の提出が必要です。 |  |
| **6※** | ・事業所の平面図　＊基本的には添付省略可能です。届出内容から変更が生じている場合は変更届の提出が必要です。 |  |
| **7※** | ・運営規程（料金表含む） |  |
| **8※** | ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式５） |  |
| **9※** | ・協力医療機関及び協力歯科医療機関との協定書等の写し　＊基本的には添付省略可能です。届出内容から変更が生じている場合は変更届の提出が必要です。 |  |
| **10※** | ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院との連携体制及び支援体制の概要　＊基本的には添付省略可能です。届出内容から変更が生じている場合は変更届の提出が必要です。 |  |
| **11** | ・誓約書（標準様式６及び別紙①）＊日付は誓約した日を記入 |  |
| ◇指定審議会用資料等 |
| **１** | ヒアリングシート |  |
| **２** | 申請手数料（更新申請書送付期限の月初めに申請法人の住所宛に納付書を送付いたしますので、指定金融機関等で納めてください。納付後、領収書が返却されますので、写しを申請書に添付してください。）金額：看護小規模多機能型居宅介護　10,000円　 |  |

◇その他チェック項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** | 建物について（賃貸の場合）　・使用目的や賃貸借期間は継続的な事業運営に適切なものとなっている　・契約は法人として行っている。 |  |
| **2** | 自己評価及び外部評価の実施状況　・自己評価及び外部評価を毎年度実施している |  |
| **3** | 運営推進会議の実施状況　・概ね２か月に１回以上開催している。 |  |